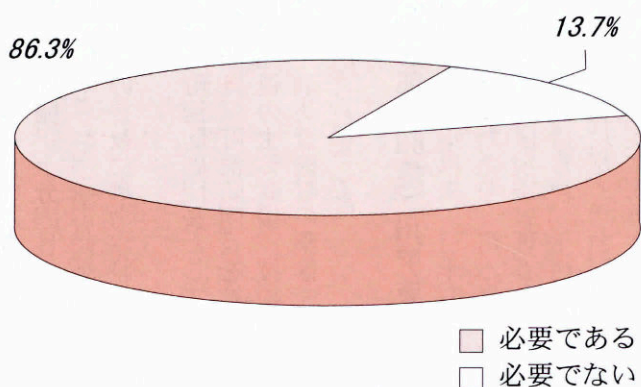


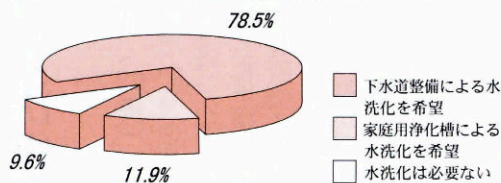
(図1-1) 居住地区における下水道整備の必要性



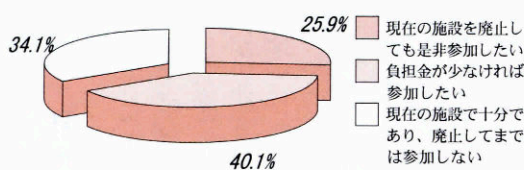
●きれいで衛生的なトイレの水洗化を強く要望

回答をいただいた家庭の七十七パーセントが「汲み取り式」、二十三パーセントが「単独処理浄化槽」又は「合併処理浄化槽」を設置されており、それぞれに水洗化の希望及び施設廃止の意向を尋ねたところ、「汲み取り式」である家庭の七十八・五パーセントの方が、「下水道によるトイレの水洗化」を希望され、また、浄化槽を設置されている家庭についても、六十六パーセントの方が「現在の施設を廃止して是非参加したい」あるいは「負担金が少なければ参加したい」と回答されています。(図1-2、1-3)

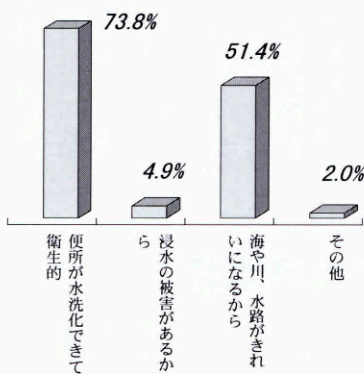
(図1-2) 汲み取り式便所設置者の水洗化希望



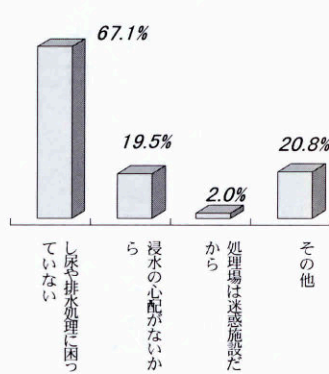
(図1-3) 浄化槽設置者の施設廃止の意向



下水道整備が必要である理由 (複数回答あり)



下水道整備が必要でない理由 (複数回答あり)



受益者負担金等について

下水道の建設にあたっては、国・県の補助金や町費のほか、皆さんから受益者負担金を納めていただくこととなります。

★受益者負担金とは

下水道の整備によって生活環境が改善され、未整備地区に比べて利便性・快適性が向上することから負担の公平という観点に基づき、直接受益を得られる皆さんから法令に基づいて徴収するもので、下水道建設費の一部に充てられます。

負担額は、整備する地域の条件等により異なりますが、一般的には一戸当たり10～15万円とされています。

★宅地内改造費について

下水道が整備されることに伴い、皆さんの宅地内の配管工事及び汲み取り式便所の水洗化への改造等が必要となります。一般的には70～150万円程度(便器の取り替えや配管だけの簡単なものから、この機会に台所、風呂場などの改造をされるなど一律ではありません)の負担が必要といわれています。

《合併処理浄化槽(6人槽)の設置費は100万円程度です(補助対象地域については補助が55万円が残りの45万円が個人負担となります)が、同じく宅地内配管や便器の取り替え等の工事が必要となります》



●多少の負担はやむを得ない

一方、「受益者負担金」や「宅地内改造費」などを踏まえて、下水道の整備の希望について尋ねたところ、四・三パーセントの方が「負担金が高くてもいいから、早急な整備を希望する」、また七十二・七パーセントの方が「ある程度の負担金はやむを得ないので早急に整備してほしい」と回答されています。

以上のように多くの方が下水道整備を強く望まれていることが分かりましたが、そのほか下水道事業に関するさまざまな意見やご要望をいただいております。これらを踏まえ、今後早急に下水道整備計画の策定を進めていきたいと考えています。

最後にこのアンケート調査にご協力いただいた町民の皆さまに厚くお礼申し上げます。

問合せ先 ■役場企画課下水道計画係
☎ 32・1111